

特定非営利活動法人日本医学図書館協会中国・四国地区会会則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会中国・四国地区会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）中国・四国地区会員の連携を強化し、協会事業の遂行と地域的課題の克服に努め、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、協会定款第21条に基づく地区会として、中国・四国地区の正会員及び協力会員をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、上記目的達成のために、協会の事業に準じた各種の事業を行う。

(事務局)

第5条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、協会評議員をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本会の運営及び協会との事務連絡並びに調整等にあたる。
- 4 事務局の選出及び欠員代行等の方法は、機関会員の輪番制とする。
- 5 事務局の任期は、2年とする。ただし、代行する場合の任期は前任者の残任期間とする。

(本会顧問)

第6条 本会に所属した協会名誉顧問及び会友は、本会顧問とする。

- 2 本会に対して功績顕著な者を、別に定める規定により本会顧問とすることができる。
- 3 本会顧問は、本会の総会に出席し、本会の諮問に応じて助言・意見を述べることができる。

(会議)

第7条 毎年一回本会総会を開催する。

- 2 本会総会の開催は、機関会員の輪番制とする。
- 3 事務局においてその必要を認めたとき及び会員の三分の一以上の要請があったときは、臨時総会を開くことができる。
- 4 本会総会の運営は、開催館が事務局と協議して当たる。
- 5 本会総会の議長は、開催館の館長または司書が当たる。
- 6 会議の議決権は、会員に一票とし、議決は出席会員過半数の賛成を要するものとする。
- 7 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面（別紙）をもって議長に委任することができる。この場合は、会議に出席し

たものとみなす。

- 8 本会は、第3条に定める会員以外の者の本会総会へのオブザーバー参加を認めるものとする。

(評議員等)

第8条 本会は、協会地区会に関する細則第6条に基づき、本会総会において協会評議員を選出する。

- 2 本会は、協会地区会に関する細則第7条に基づき、本会総会において役員及び会友を推薦する。

(会計)

第9条 本会の運営経費は、協会の配分額の範囲内とする。ただし、研修会など特定事業のために参加費を徴収することができるものとする。

(入会及び退会)

第10条 協会への手続きをもって入会及び退会とする。

(改廃)

第11条 本会則の改廃は、本会総会の議を経て行う。

附則

この会則は、平成18年11月9日から施行する。

- 2 日本医学図書館協会中国・四国部会会則は、廃止する。

附則

この会則は、平成24年11月21日から施行する。

附則

この会則は、平成29年11月16日から施行する。

(別紙)

委任状

第 回特定非営利活動法人日本医学図書館協会中国・四国地区
会総会（平成 年 月 日：於 ）にお
ける議案審議及び評決権の行使を議長に委任いたします。

平成 年 月 日

会員名：

印